

建設経済常任委員会記録

令和2年2月6日（木）

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

令和2年2月6日 日程

日次	月日	摘要
第1日	2月6日(木)	案件 所管事務調査 ①道路インフラ整備(国道・県道・市道)について ②浸水対策(河川・下水道整備、流域対策)について ③人口減少対策(空き家対策、市街化区域等)について 〔説明、質疑〕

1 出席委員氏名

委員長 松隈 清之
副委員長 西依 義規
委員 小石 弘和 齊藤 正治 内川 隆則
古賀 和仁 飛松 妙子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

経済部長兼上下水道局長	古賀 達也
上下水道局事業課長	日吉 和裕
上下水道局事業課長補佐兼下水道事業係長	中牟田 恒
建設部長	松雪 努
建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事	萩原 有高
建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事	三澄 洋文
建設課スマートインターチェンジ推進室長補佐	庄山 裕一
建設課長補佐兼庶務住宅係長	犬丸 章宏
建設課長補佐兼整備係長兼スマートインターチェンジ推進室長補佐兼事業係長	杉本 修吉
建設課スマートインターチェンジ推進室用地係長	江藤 誠
維持管理課長	大石 泰之
維持管理課管理係長	斉藤 了介
維持管理課維持係長	山下 美知
建設部次長兼都市計画課長	藤川 博一
都市計画課長補佐兼公園緑地係長	本田 一也
都市計画課庶務係長	古澤 貴裕
都市計画課計画係長兼鳥栖駅周辺整備推進室長兼整備推進係長	木原 智範
国道・交通対策課長	中内 利和

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

5 日程

所管事務調査

- ①道路インフラ整備（国道・県道・市道）について
- ②浸水対策（河川・下水道整備、流域対策）について
- ③人口減少対策（空き家対策、市街化区域等）について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

松隈清之委員長

それでは、これより、所管事務調査を行います。

お手元の議題の順番のとおり進めさせていただきますので、執行部の説明を求めます。

中内利和国道・交通対策課長

道路インフラ整備（国道・県道・市道）についてというところで、まず、国道の部分の説明をさせていただきます。

お手元の資料の目次の次のページに、国道3号、34号道路インフラ整備図というのをおつけしていますけど、そちらの資料をごらんください。よろしいでしょうか。

国道3号と34号の状況ですけれども、国道3号につきまして、上から、今、4車線で来ておりまして、永吉交差点改良事業をしております。

その後、姫方の交差点までが4車線になっておりまして、姫方の交差点から鳥栖市酒井西町のところまでを今、鳥栖拡幅ということで、4車線化の事業を進めさせていただいております。

その下が今、ピアントス以南ということで、御指摘を受けているところで、鳥栖拡幅事業以南ということで、未整備区間が久留米市の東櫛原町のところまでが2車線の区間で、何も事業をしていないという状況でございます。

34号につきましては、赤の四角枠で囲んでいますけれども、今、現道の分と合わせて、バイパスの事業の推進のための要望活動を続けておるところでございます。

初めに、一般国道3号永吉交差点改良でございます。

計画としましては、現状を書かせていただいております。

上のほうの図になりますけれども、現状、上下線とも1車線になっております。

それを下の図になりますけれども、直進の部分を2車線確保して、それと右折車線を上下線とも持ってくるということで、4車線化への拡幅の事業を今進めております。

現地につきましては、現在、伐採と測量の作業をしまして、年度をまたいで下り線側の直進の2車線化の工事を進めていくというふうになっております。

次は、国道3号鳥栖拡幅についてでございます。

今、事業進捗率は約60%ということで、図面の中の真ん中、優先区間と書かせていただいておりますけれども、ここの曾根崎交差点を中心とした700メートル区間について、下り線側を拡幅しておりまして、その工事をしております。

今、拡幅側の歩道が、この700メートル区間については、でき上がりましたので、2月の上旬から、そちら側に歩道を切りかえております。

あと、工事としましては、終点側、右側の商工団地北入り口交差点の、この部分の上り線側に拡幅するんですけれども、現在その部分の、A2橋台の橋脚工事を進めているという状況でございます。

次のページ、鳥栖久留米道路でございます。

全体4.5キロのうち、佐賀県側が一番左のほうですけれども、延長約1キロということで、今年度、用地買収を進めるとともに、あと、ダンプが通る仮設道路のための土を用地内に入れているという状況で、来年度からは、橋梁工事等に着手する見込みでございます。

次のページでございます。国道34号の状況でございます。

図面の下のほう、佐賀市のところに黒で2車線になっていると思うんですけれども、この部分は今4車線になっている区間で、左側の神埼佐賀拡幅ということで、5.2キロ区間については今、国のほうで事業を進めておりまして、赤の部分が約20キロございますけれども、この部分を今、期成会としてバイパス化の要求をしております。

それとあと、現道の交差点改良ということで、今、鳥栖市の分としては棧敷地区の歩道整備が平成30年3月27日に開通しておりまして、ほかの交差点についてもそれぞれ事業に着手していると。緑の神埼駅前交差点以外は事業に着手しておるという状況で、三養基高校入り口交差点、みやき町の青の部分の写真ですけれども、ここについては、今年度、供用に向けて工事を進めているところですが、ちょっと事業がおくれているので、繰り越しになる可能性もあるという状況でございます。

次のページでございます。国道3号の要望活動でございます。

一般国道3号改良促進期成会としまして、先ほどの久留米市の部分も今2車線のところがあるということで、期成会の委員としては県境をまたいだ形で、鳥栖市と基山町、それと久留米市にも入っていただいて、議会からは、議会を代表して議長のほうにも委員になっていただきまして、それぞれ予算要求の前に、国土交通省の本省、それと県選出の国会議員等への要望活動を続けています。

次のページでございます。34号整備促進期成会。

ここは先ほどお示ししました20キロの区間がまだ未整備ということで、対象区間にかかわる市町、鳥栖市、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、神崎市。議会を代表して議長のほうに会員になっていただいております。あと参与としまして、県会議員の方、あと各商工会議所の会頭、商工会の会長のほうに委員とになっていただいております。

こちらもの予算要求の時期にあわせて整備局、それと国土交通省の本省、それとあと、財務省と国会議員のほうに要望活動を続けているという状況でございます。

国道の整備状況については以上でございます。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

これより県道及び市道について御説明を申し上げます。

資料2をお願いいたします。

最初でございますけれども、こちらにつきましては、県道と市道の実施状況を位置図でお示ししております。これらの個別路線について細かく御説明したいと思います。

次のページをお願いいたします。佐賀川久保鳥栖線でございます。

県道佐賀川久保鳥栖線につきましては、第1期事業といたしまして、平成20年度より乗目交差点から麓駅入り口交差点までの約500メートルを整備いたしまして、平成26年度より当該区間の4車線供用をしているところでございます。

現在、事業を進めている第2期の平田第2工区は平成26年度より麓駅入り口交差点から一本杉住宅入り口交差点までの約600メートルの整備でございます。平成30年度末の時点で、用地取得率が約80%に達しており、工事完了見込みとしましては、令和2年度以降の予定ということで伺っているところでございます。

この先の立石交差点までの約1,000メートルにつきましては、現在ルート検討を進めているということでございます。

次をお願いいたします。県道中原鳥栖線でございます。

こちらにつきましては、第1期事業といたしまして、平成12年度より国道3号から浄化センター前付近までの約1,800メートルの整備を行い、平成24年度に事業が完了しております。

現在、事業を進めております第2期の下野工区につきましては、平成24年度より浄化センター前から下野交差点までの約1,000メートルの整備でございます。平成30年度末の時点で、用地取得率が約65%ということで伺っております。

こちらにつきましては、工事完了が大体、令和5年度の予定ということで伺っているところでございます。

また、この先の県道江口長門石江島線までの約1,400メートルにつきましては、現在、ルート案の検討を進めているということでございまして、JRを初めとしました関係機関と協議を続けているということで伺っております。

以上、県道につきましては、御説明いたします。

続きまして、市道について御説明いたしたいと思います。

次をお願いいたします。田代大官町・萱方線でございます。

こちらにつきましては、平成27年度より県道久留米基山筑紫野線から池田下ため池公園までの約1,100メートルの整備に着手しております。

現在、用地取得物件補償を進めているところでございまして、一部区間で、改良工事のほ

うに入っているところでございます。

平成30年度末の時点でございますけれども、用地取得率が約19%でございます、令和4年度の事業完了を目指し、鋭意事業を進めているところでございます。

次をお願いいたします。

轟木・衛生処理場線でございます。

こちらにつきましては、平成28年度より県道久留米基山筑紫野線から、荒巻橋付近までの約800メートルの整備に着手しております。

こちらも、用地取得、それから物件補償等を進めているところでございまして、来年度より、荒巻橋の橋梁工事のほうに入りたいというふうに考えているところでございます。

平成30年度末の時点でございますけれども、用地取得率が約55%となっており、令和5年度の事業完了を目指して事業を推進しているところでございます。

次をお願いいたします。飯田・水屋線でございます。

こちらにつきましては、味坂スマートインターチェンジのアクセス道路として、平成30年度に県道鳥栖朝倉線から新設の県道まで約900メートルの整備に着手しており、現在、用地取得のための測量を行っているところでございます。

味坂スマートインターチェンジの完了目標を令和5年度末ということで進めておりますので、令和5年度の事業完了を目指して、現在、事業を進めているところでございます。

次をお願いいたします。最後になりますが、飯田・酒井東ほか1路線でございます。

こちらにつきましても、味坂スマートインターチェンジ関連でございますが、味坂スマートインターチェンジの設置に伴う側道のつけかえを行うものでございまして、こちらは現在、用地取得のための測量及び物件調査等を行っているところでございます。

こちらもインターチェンジの供用に合わせて、令和5年度の事業完了を目指して事業を進めているところでございます。

以上、御報告を終わります。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

続きまして、都市計画課関連でございます。

3番の御説明でございます。

現在、都市計画道路の見直しの検討を行っております。

しかしながら、おととしの鳥栖駅周辺整備の断念という環境の変化で方向性を修正しております。

検討懇話会のこれまでの経過につきましては、お示ししておりますとおり平成28年度から開始いたしまして、平成29年度には、国、県それと市ということで、道路管理者の間で、将

来道路網の方針案を作成し、市議会のほうにもお示しをしておりましたところです。

その後、それを前提といたしまして、道路見直しを進めてきておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、おととしの12月の鳥栖駅周辺整備断念で一時中断というのが現状でございます。

今後の進め方につきましては、来年度、検討懇話会最終回ということで、これまでの検討経過の取りまとめということで収束させようかなということで考えております。

(2)でございますが、検討してきました対象路線につきましては、鉄道を横断しております久留米甘木線、飯田蔵上線、酒井西宿町線の3路線でございます。

2番の現在の状況ということで、駅周辺整備事業の断念ということでございまして、これにつきましては、現在、検討懇話会の委員さんとか、関係機関とも協議をしておりますけれども、基本的に今後どう鳥栖駅周辺整備を進めるのかわかっていない状況で、都市計画道路の見直しということの結論を出すのは非常に困難ではないかという考えに市のほうでも至っておるところでございます。

こうしたことから、都市計画道路の見直しと鳥栖駅周辺整備事業というものを切り離して、進めていくということは困難であるということで、検討懇話会の継続もイコール困難ではないかということに至っております。

今後につきましては、繰り返しになりますけれども、これまで5回議論していただきました懇話会の内容、こういったものを取りまとめという形で、市で整理を行いまして、今後、都市計画道路を見直せる時期が来た際には、今回議論していただいた内容につきましても、市で参考として見直していくということで考えております。

こうしたことをもちまして、次回、第6回で検討懇話会を閉会していきたいという考えに至っておるところでございます。

以上、御説明でございます。

大石泰之維持管理課長

続いて、維持管理課の分でございます。

資料4をお願いいたします。

維持管理課における市道の維持管理につきましては、主に道路側溝等整備事業、道路舗装事業、交通安全整備事業により取り組んでおります。

資料には平成28年度以降のそれぞれの事業内容及び対応する予算額を掲載いたしております。

このうち、平成30年度及び今年度の予算額につきましては、主に災害により損傷した道路や交通安全施設の補修に必要な経費の増大によるもののほか、今年度の道路舗装事業に関し

ましては、国からの交付金の増額によるものでございます。

以上、道路インフラ整備に関する資料の説明といたします。

松隈清之委員長

どういたしましょうか、一旦ここで道路インフラについて確認したいこととかあれば受け付けますか。

それとも、全部流してよろしいでしょうか。（「ここならここで、区切ったほうがよかつちやなか」と呼ぶ者あり）

じゃあ、一度御確認したいこととか、質問したいことがあるようでしたら受け付けますけれども。ありますか。

飛松妙子委員

大変貴重な資料と御説明ありがとうございました。

3号線の永吉交差点の改良事業のところの説明をもう一度お聞きしたいんですが。

計画では、34号線から3号線に行く場合は、下の図でいえば、紫のところを通れるようになっていたのが、上の図だと、ここはもう通れなくなるってということじゃないんですかね。

中内利和国道・交通対策課長

下の図の紫の部分ですね。ここが34号から3号にシフトして、今と同じような形で抜けるような形で計画しております。（発言する者あり）

飛松妙子委員

赤が見えていなかったです。

済みません、これ34号線からだど、右側にも曲がれたのが、今後は右には上がれずに、もう下りのほうにしか行けないっていう形ですよ。

上の図だと34号線から3号線に入るときに、上りにも曲がれるようになっていますよね。上の図だと。

下も右折できますか。

中内利和国道・交通対策課長

すいません、下も右折できるようになっております。今と同じ形で利用できます。

飛松妙子委員

それはブルーの部分ですか。右に曲がる……。

紫のところからブルーに入っていくんですか。

松隈清之委員長

普通に信号から曲がるってことでしょうか。

飛松妙子委員

午前10時21分開会

松隈清之委員長

再開いたします。

古賀和仁委員

都市計画道路見直しの中で、懇話会をあと1回開いて終わりにすると。収束にすると。

結論は出さないというふうなお話あったんですけど、その中で、鳥栖駅と道路については一体すべきで、別々には全くやらないというふうなお話聞いたけど、それでいいんですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

関係機関とお話する中で、これまでの都市計画道路見直しが、まず設立の目的が鳥栖駅周辺整備基本構想ができたことを契機としてということがございました。まずその契機がなくなったと。

それと、今までの議論が鳥栖駅周辺整備をやった場合ということが多分に想定して検討をさせていただいておりましたので、断念、そして断念した後どうするんだという方向性が出せない段階では、都市計画道路の見直しはできないだろうという見解になったということがございます。

古賀和仁委員

都市計画道路の見直しがなければ、周辺の道路整備はしないというふうに捉えていいわけですか。

例えば、3号線の中で特に一番渋滞が激しい、飯田蔵上線とか、そういうのはこれから何かしようという方向性は全くないというふうに考えていいわけですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

一部改良とかわかりませんが、大規模な道路の新設であるとか、そうしたものは現時点ではないものというふうに思っております。

古賀和仁委員

地元とか、いろいろ要望とか出ていると思うんですがね。返事はされていると思うんですけど、高橋については、部分的な改良はするけれども、抜本的な改良については今のところする予定はない。

ただ、将来においては当然、鳥栖駅の周辺と道路整備というのは必要になってきますから、それについては、将来的には何か考えているわけですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

将来的なものが見えないから今、見直しの懇話会の継続は困難だろうと。

あと、誤解を招かないように言っておきますけれども、高橋とかの一部改良ありきではございませんので、やるというようなこともお伺いしていませんので、そういったことができるだろうということで、一部改良と言いましたんで、よろしく願いいたします。

古賀和仁委員

改良等も含めて必要性というのを感じているのかどうかですね。当然、今の状態では、まずいよと。どうにかせないかんという気持ちはあるのかどうか。

松雪努建設部長

特に高橋から曾根崎西交差点につきましては、曾根崎町の地元からの御要望というのもいただいているというのは事実でございます。

この間の一般質問でもお答えはしたかと思えますけれども、担当の県の土木事務所とも、こういう要望があっているということで、協議は行っているような状況でございます。一部改良の協議という形ではですね。

以上でございます。

古賀和仁委員

ぜひ必要な部分でございますので、しっかりと検討していただいて、進められるところは進めていただきたいというふうに考えております。

小石弘和委員

市道の道路維持管理にかかわる事業の実施状況というようなことを見ておきますと、この道路舗装事業、それから道路側溝等整備事業。これ予算が全然ふえていないじゃないですか。

これでは市民の要望とか、区長さんの要望を満たすことは何もできないですよ。これだけの路線があって、要望も抱えているんでしょう。

私は一般質問の中で、もっと予算計上をお願いしたはずですよ。あなたたちは、財政課に綿密な説明をやっていないんじゃないか。そういうふうな声が耳に入ってくるわけですよ。

委員会が一生懸命、後押ししても、あなたたちがきちっとやらなければ、佐賀県一ぼろ市道と私は言っているわけですか。

市民の要望に応えるためには、拡幅の工事もなければ、このくらいの予算ぐらい——ですから計画的に予算を組んで、全部で15億円かかるなら、5カ年なら5カ年、6カ年なら6カ年で、そういうふうな目途を立ててやらなければ、市民の要望には応えることはできませんよ。そのために、維持管理課を続行していただいた経緯もあるわけですよ。

この予算の実施状況を見てみると、何も見えていないじゃないですか。

ことしの予算はどのぐらい組んでいるんですか、お聞きしますけど。（「令和2年度」と呼ぶ者あり）

大石泰之維持管理課長

まず、3月議会で国の2次補正に関連する部分での予算の上程も考えているところです。

加えまして、新年度でも事業の推進に向けて、予算の増額をお願いしておりまして、一部、事業の推進に向けて予算獲得の努力をしているところでございます。

小石弘和委員

私は、そういうふうな文言を要求しているわけじゃなかです。

令和2年度の復活を含めて、今、副市長査定か市長査定かわかりませんが、どのくらいの予算を獲得しているかというふうなことを私はお聞きしているんですよ。

松隈清之委員長

答えられますか、今の段階で。

最終的に、今すぐ御意見として言っていた方がいいんですけど、一応ずっと通して行って、最終的にどういう形で、委員会で、こういうふうにするべきだっというのを改めてまた申し上げていきますので。

まずは、考え方ですよ、今小石委員が言われたように、本来これぐらいしたいんだけど、あるいは、いや、この予算で基本的に充足しているっていう考え方を持っているのかどうか、お聞かせいただけますかね。

松雪努建設部長

もちろん予算がないことには事業できないということでございますけれども、決してこれで充足しているというようなことでは思っておりませんので、我々も、予算の増に向けて鋭意努力をしているというような状況でございます。

松隈清之委員長

ということであれば、先ほど小石委員も言われたように、どれぐらいの水準が、あるいは緊急的にこのぐらいの予算で、これぐらいやれば一定、ある程度できて、あとはコンスタントに維持管理で、これぐらいになるだろうとかっていう、そういう見込みとあって、もちろん予算要求して、つくかどうか別としても、部としてはそういう考え方っていうのは整理をされていますか、今の段階で。

松雪努建設部長

当然、地元からの御要望というのもございますので、そのあたりで上下っていうのはあるんですけども、我々はこのぐらいまではしたいよねっていうようなことは常に思いながら、ただ地元の要望とかで上下はございますけれども、そこにもらみながら、要求をしているというような状況でございます。

松隈清之委員長

恐らく財政課側も、やりたいやつを全部はなかなか満たせないってということも言われるでしょうし、その規模が固定化すると、ずっと固定化していくって懸念も財政課のほうは思われると思うんですよ。

だから、先ほど言われたように、ここ数年とか、何年かかけて、一定、詰めて、整理をして、ここが整理できると強化年間で5カ年計画とか立てて、あとは、維持管理で整理できるまで落とせるぐらいの金額になるような中長期的な考え方を先ほど小石委員も言われたけど、そういうことを、取り組む——今のところやっていないんでしょう。

毎年欲しい額を要求して、つく額がついているという（私も意見があるので、あんまり一人でまとめんで」と呼ぶ者あり）

ちょっと待って、そういう考えを今持ってあるかどうかだけ聞きましょうかね。

大石泰之維持管理課長

それぞれの事業、舗装だとかによって、ここまでに対応していきたいというふうな部分的な計画は持っております。

今おっしゃるような5カ年などで集中的にというところまでの計画ではございませんけれども、今後の維持管理の平準化のためには部分的には、例えば5カ年で集中的に予算を確保するというようなことも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

内川隆則委員

小石議員の意見の積み重ねになるけど、区長会に市長が行って、維持管理課も行きよるでしょうけど。

言われることは、何か意見ありませんかって、言っても一緒やろもん、してくれんならってという意見が多々あるような話を聞く。

だから、いつかも委員会で話があったかもしれんけど、区長さんたちから、どれだけ要求が上がってきているのか、トータル出して、それがどれだけできるか、何カ年でできるかというふうなやつも計算したらどうかというふうな意見もあった。

だから、そういう積み重ねをしてきてるけん、その解決方法っていうのは、今小石議員が言うように、去年幾らやったけんことしも幾らだろうというふうなやり方じゃ、いつまでたっても話は進まんわけよ。

だから、最初に戻るけど、区長さんたちの要望、我々が言っている意見などなどを含めた上で、どういうふうに解決したらいいのかというふうなことにしないと、市長は幾ら区長会に行って聞いてきても、空回りばかりにしかなくなっていかないわけやろ。

だから、そういうことで、これから先、考え直して、財政課には財政課にぴしゃっとした

根拠を示して、財政課とやり合うような話もして、解決方法をやってください。

そして、ついでに話すけれども、この委員会はわざわざ定例会以外に話をしよる。

というのはなぜなのかということは、定例会でやった意見をこれ以上やっても解決しないから、それに布石を打つような委員会にしなきゃいかんというふうなことで、きょうの委員会があるだろうと思う。

だから、国・県道についても一緒。人並み要求していっても、月並みな行動を起こしても、それはよその団体もみんなしよるわけやんが、それ以上に起こしていかんと、今以上のことはできないわけやけん。そういうことを考えてもらうのがきょうの委員会やけん。

よくその辺を、国・県道についても踏まえてやってもらいたいというふうに思います。

以上。

松隈清之委員長

もちろん担当課が事業をしたくなくて要求していないとは思っていないですよ。

だから、そういう意味では今、内川委員言われたように、議会としてもそこを後押ししていく上でも、整理して、議会の声として上げていきますので、今言われたような意見も含めて、今後その、最終的にじゃあ議会側の意見も、どういうふうにまとめていくかも含めて詰めてまいりたいと思います。

あと道路インフラ整備に関して何か御意見ございますか。

古賀和仁委員

市道がそれぞれ1級、2級、3級あると思うんですけど、全路線で何千かあると思うんですけど。

その中で特に、生活道路、住宅が密集しているところの道路で、かなり狭いので、地元からかなり要望とかが上がってくるんですけど、市の方針としては今までほとんど、セットバックしかだめだということで、全く整備が進まない。

それで私は、大体道路というのは本来6メートルが本当の道路で、4メートルあればいいというのが、最低限のところっていうふうに聞いているんですけど。

その中で、車が入らない——どのくらいの幅が狭いところがあるのか、そういうのを実際調べたことがあるのか。

2メートルとか3メートルしかない道路がどのくらい、その中であるのか。

そしてこれについて、将来やはり整備をしていくためには当然、市としても何らかの方法をとらないと、100年たってもできないというか、そういう状態になっていますから、それについて何かお考えはあるのかお尋ねしたいと思います。

松隈清之委員長

市道でってことですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）（発言する者多数あり）

現時点で把握していないという回答でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

いずれにしても、それこそ皆さん身近に感じておられると思うけど、狭隘な道路はあるんですよね。

それがその地域、市街地の発展を阻害しているケースも多々あることも十分執行部も御了解の上だと思うので、それに対して今後、何ら考え方を持っていますかという御質問だと思いますよね。

何かそこら辺ございますか。

大石泰之維持管理課長

御質問の件について、基本的にはセットバックという制度を活用して、セットバックにつきましては、奨励金制度を設けて、セットバックの寄附を求めているということをやっております。

そのほかの、ふたがない側溝などにふたをかぶせることによって、幅員を少しでも広げるとか、そういったことについてはやれる箇所については対応しております。

ただ、全体的なこととなりますと、今申し上げました件数なども——路線数なども多くございますので、現時点では具体的な対応というのはなかなかしづらいところがございます。

部分的には地域等の共同による道づくりなどの制度も設けておりますので、対応できることから、そういった制度も活用しながら対応できることから、やっていきたいと思っております。

古賀和仁委員

狭い道を全部せろとは言っていないんですよね。

当然、ある程度は調べていただいて、路線三千か四千、五千ぐらいあるのかな、全部で五千ぐらいですね。それはどうでもいいんですけども。

その中で、車が通りに入れない割合、ここはやっぱり当然、率先してやるべき、早めにやるべきじゃないかとか、そういうことをリストアップされて、そういうところについてはぜひ市の税金を使ってでもやる、方向性を出すべきじゃないかということで、私は質問をさせていただいているんですけど。

松雪努建設部長

御意見、十分私も課題として認識をいたしておりますので、せっかくこの建設経済常任委員会でこういう所管事務調査というところでございますので、我々もアイデアを出してまいりますので、議員の皆様とも、その議論をぜひお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

西依義規委員

実際、今まで土地を買って、市道を拡幅したことってあるんですか。近年というか、ここ10年ぐらい。(発言する者あり)

松隈清之委員長

そういう事例が確認できていないんですかね。「はい」と呼ぶ者あり)
確認できていないということでございます。

古賀和仁委員

ぜひ調査していただいて、ある程度リストアップっちゅうかね、この辺はあるんだなというぐらいは。

何でこういうこと言うかということ、市街化区域の中でも狭くて家を建てられないところとかいっぱいありますから。業者が開発するときにセットバックする、それぐらいしかないですから。それじゃ永遠として進まないですから。

もう……(「あなたが協力してやらんね」と呼ぶ者あり) ちょっと待ってください、私言っているんですから。

ぜひその辺踏まえて、今後検討していただきたいと思います。

松隈清之委員長

今のは非常に重要なことだと思うんですよ。

だから、先ほど言われた当然、維持管理としての舗装と、今言われたように今度、空き家対策とか人口減少対策にもなってきますけれども、当然、空き家になった後で、やっぱり狭隘な道路のところになんか土地があるけんとか、それこそ家が建てられんところも出てくるわけだし。

そういったところは今後ちゃんと考えていかないと、古賀委員が言われるように、寄附だけ募って、ほったらかしにすると、ほんとにもうそこは空き家ばかりになっていく可能性あるんですよ。

だから、これは一つの、今すぐ返事ということではなくて、委員会としてもやっぱりこの委員会が少なくとも任期中まだできますので、それまでには何らか、お互いこら辺の考え方は整理をしていきたいなと私も思っているの。

ぜひ市街化区域が廃れないようにする意味でも、やっぱり市のメリットもあるんですよ。

当然、空き家ばかりになったら、ストックが無駄になっていくんで、そこは今後も考えていきたいと思います。

西依義規委員

先ほど内川委員がおっしゃったやつ、資料とか、調査をできるか。

例えば、区長さんとか地元の要望を全部出して、洗いざらいというお話だったんで、僕はそれはとても大事なかなと思うんで。

交対協さんとかの資料を借りてくるのか、それとも部として独自に、今どんなところが困っているんですか、地域の道路——さっきの古賀委員のおっしゃったような小さい道路、それとも交差点で子供の待つところがないとか、ここはぜひとも歩道をつくってほしいとか、たぶんいっぱいあると思うんですよね。

そういうのを1回する、委員会でそれを要求するかどうかわかりませんが、もしそういうのを要求した場合は、対応できるかどうかという部分についていかがですか。

松雪努建設部長

委員長からもおっしゃっていただきましたこれまでの制度としてセットバックの寄附というような形で対応してきた部分というのがございます。

今おっしゃっていただいているのは、じゃあ市のほうでというようなことでございますので、その辺の今までの流れと、これからってということでの一旦の整理をどういう形で整理をするのか、じゃあ整理をした上でどういう形で取り組みができるのかってところを、先ほども言いましたように、我々もアイデアを出していきたいというふうに考えておりますので、そこは皆様と御議論していきたいというふうに考えております。

松隈清之委員長

それと今言われた、要望の積み上げってというのは、そもそも持っていらっしゃるんですかね。積み上げはある。

それはもちろん具体的に設計していないでしょうけど、概算で幾らぐらいになるかっていうのは、例えば、次の機会とかにはわかるってということですか。

山下美知維持管理課維持係長

道路維持にかかわる今までの積み上げの分については、概算でございますけれども、工事費で1億8,000万円ほど積み上げ、予定しております。

松隈清之委員長

今言われた積み上げってというのは、例えば要望の積み上げを……。どうぞ。

山下美知維持管理課維持係長

地元からの要望に対する積み上げ概算でございます。

松隈清之委員長

ということは、1億8,000万円の予算がつけば、少なくとも今ある要望については全て解消されるという理解でいいですか。

大石泰之維持管理課長

今の金額は当面对応できるものについての積み上げをしておりますので、今議論になっている、例えば道路の拡幅要望に対するということまでは含まれた数字ではございません。

今要求などで使っている数字はあくまでも、要望で目の前で対応できるものに対する数字としております。

松隈清之委員長

じゃあ一旦整理しましょう。

それは先ほど言われた、維持管理の部分の要望に関しては1億8,000万円で要望は全て解消すると思っいいいんですか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

補足でよろしいですか。

今1億8,000万円っていう話が出ましたけれども、現時点で、そういった要望をいただいている部分の案件が残っているという認識を持っています。

ただ、例えば一部を執行しても、多分来年度以降また追加で要望が来ますし、今1億8,000万円の中でも、事業が実際できる部分とできない部分がございます、地元の同意とか沿線の協力とか、そういったものがまだ取れていない部分も正直ございます。

ですから、1億8,000万円あれば全て解決というところまで至っていないのかなというふうに思っています。

ただ、大概はその金額でできる部分はあると思いますので、今のところそういう考えを持っております。

以上です。

古賀和仁委員

1億8,000万円のうち、年間どのくらい対応されているんですか。

松隈清之委員長

さっきのやつやろ。道路維持管理のところ。

ここにある平成28年から令和元年見込みまでの約1億円というのが、今、1億8,000万円あればというところの金額ですね。

それに対して今1億円ぐらい使っているっていいことですかね。要望のある1億8,000万円っていうのは道路側溝等整備費の中の要望が1億8,000万円と思っいいいんですかね。

仮に、これが1億8,000万円であれば、少なくとも今お金でできる部分に関しては解消できるっていうのが、その金額ってことですか。

山下美知維持管理課維持係長

今1億8,000万円と申し上げたのは道路側溝関係の積み上げの金額でございます、1億

8,000万円あれば、先ほど参事も申し上げたとおり、いろんな要件がありますので、できないところも中にはございます。これ以外に新規の要望もありますので、それ以上に膨らむことも想定されます。

ただ、現時点で持っている資料としては1億8,000万円ということでお考えいただきたいと思います。

松隈清之委員長

いいでしょうか。ほかに何かございますか。

いいですか。

[発言する者なし]

それでは、続きまして、浸水対策について御説明いただけますでしょうか。

ページはないですけど、ファイルでいうと、20枚目。

大石泰之維持管理課長

それでは、浸水対策につきましてでございます。

上に令和元年7月21日大雨による床上・床下浸水箇所という鳥栖市の全域の地図をもとにし、この資料から説明いたします。

皆様御存じのとおり令和元年7月の大雨により住宅への床上、床下浸水が多数発生いたしております。

申請箇所はその多くが周辺の地形、それから下流域での水路の容量不足による水位上昇により、周辺の河川や水路があふれたことから浸水被害を受けているものと想定され、特に旭地区、それから基里地区などは放流先となる河川の水位上昇による、いわゆる内水氾濫を引き起こしたことが原因だと推測されます。

これらの浸水被害の対応といたしましては、旭地区におきましては現在、県の河川改修事業にあわせました西田川排水区雨水対策事業を実施中であり、また、個別の案件に関しましては、道路側溝や水路等の新設、改修、しゅんせつ等、対応可能なものから順次工事を行っております。

さらに基里地区や頻繁に冠水が発生する鳥栖駅前前の排水対策などの検討を今後進めていく必要があるものと考えております。

次のページには平成28年度以降の河川、水路のしゅんせつ箇所を表示しております。

これ以外でも県河川などが現在、各所でしゅんせつ工事が行われているところでございます。

以上です。

日吉和裕上下水道局事業課長

続きまして、浸水対策のうち、下水道関連ということで、事業課分につきまして御説明をさせていただきます。

資料の6のほうをお願いいたします。

最初に、先ほど維持管理課長からも御説明ありましたが、西田川の排水区の雨水対策整備事業の進捗状況について御説明をさせていただきます。

旭地区の浸水対策としまして県河川の西田川の河川整備にあわせまして進めているところでありまして、平成30年度から工事に着手をいたしております。

右の図の黒色の実線の区間が平成30年度の工事の区間でございます。西田川へ接続する下流側から施工をしているところでございます。

次に、赤色の区間が本年度、令和元年度の工事区間でありまして、昨年度に引き続き、その上流側を現在整備しているところでございます。

次に、黄色の区間が来年度、令和2年度に整備をすることとしているところの区間でございます。この事業の完了につきましては、令和6年度を完了の時期として予定をいたしております。

それでは、次のページをお願いいたします。

次に、12月の議会の一般質問でもありました浄化センターの浸水想定について御説明をいたします。

平成31年4月に公表した本市の洪水・土砂災害ハザードマップにおきまして、本市浄化センターにつきましては、3メートルから5メートルの洪水、浸水想定区域に指定をされています。

もし、本当に浄化センターの敷地が、5メートル浸水した場合には、イメージになりますけれども、右下に写真をつけております赤ラインのように管理棟の1階の部分が浸水することになりまして、管理棟より低い水処理施設、右側のほうですけれども、それについても浸水するということが想定をされます。

それでは、次のページをお願いします。

ここでもし、被災した場合の事例として、平成30年7月豪雨によりまして被災した広島県の安芸高田市の下水道施設の事例について御説明をさせていただきます。

下水処理場であります向原浄化センターに隣接しました河川が氾濫したことで、場内に水があふれて浸水をしておりまして、センターの地下構造物などが水没し、管理棟地下1階のブロア室と1階の電気室などが浸水したとのことでございます。

写真をつけておりますけれども、ブロア室や、電気室が浸水しておりまして、電動機など機械設備や電気設備の一部が浸水をしている写真でございます。

被災後の応急復旧としましては、浸水したブローの電球を交換するとか、電気の盤内の配線で使用可能な回路を選択した上で、仮設の受変電設備などを設置して汚水ポンプや曝気ブローへ電源を供給しているということでございます。

本市におきましては、平成元年の供用開始から、現在まで約30年経過をしていますが、梅雨時期の集中豪雨などによる洪水、内水を含めても浸水した実績は今までございません。

しかし、近年の大雨による自然災害の状況等を踏まえますと、本市でも、この安芸高田市の事例のようなケースも想定されますことから、今後、本市における浸水被害を想定していくことは重要なことと考えております。

一方で、現在、浄化センターでは、耐震対策や、長寿命化及びストックマネジメント計画による更新を計画的に進めているところでありますので、今後、他市事例等も参考にしながら、本施設に合った浸水対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、浸水対策について御説明を終わらせていただきます。

松隈清之委員長

それでは、部長そろそろですね。

古賀達也経済部長兼上下水道局長

済みません、退席します。よろしくお願いいたします。

松隈清之委員長

それでは、浸水対策について、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

内川隆則委員

きのうの全協の蒸し返しのような話になるかもしれませんが、この間、今年度の追加補正が国会で可決したんですが、そのニュースを総務省が出しとつとですけれども、治水対策で、しゅんせつ事業として、今年度900億円、向こう5年間で4,900億円という話だそうですが、なぜ総務省の予算なのか、さっぱり私もわからんですけれども。

例えば、今年度900億円という数字に対して鳥栖市としてどのくらいの金が想定されるか。その辺わかりますか。それがどのくらいかによって、今課長が説明した内容が、幾分でも解消できるというふうな思いを私しとるわけよ。

例えば、いつか言ったように、筑後川も、50年前にやったしゅんせつが50年たつとるから、ある程度堆積しとると思うわけよね。

だから、このしゅんせつ工事っていうのは、五、六十年に一遍、絶対しないと、諫干の干拓じゃないけど、五、六十年に一遍、必ずせないかんわけよね。

だから、そういう面でどうなのかということも考え合わせて、この雨水対策というの、同時に考えていかなきゃいかんという意味で、今聞いております。

松隈清之委員長

補正予算について……どうぞ。

松雪努建設部長

総務省が出した記事というのは私も承知をしております。

しゅんせつ等を行った際の起債とか、その財源っていうような形だろうというふうに思っております。

それから、先ほど大石も申しあげましたようにウグメ田地区、それから京町地区につきましては、来年度検討したいということで、調査を検討したいということで考えております。

また、国交省もそれぞれ、国土強靱化っていう予算の中で、県は、国土強靱化を使って、山下川、大木川などのそれぞれの河川のしゅんせつなどを進められているようなところもございます。

ですから、我々といたしましても補正なり国交省の予算なり、こういうものを鋭意有効に使っていきたいというふうに考えているところでございます。

飛松妙子委員

詳しい地図も載せていただいて、わかりやすく拝見させていただきました。

このしゅんせつの箇所ということであるんですが、まず1つお聞きしたいのが、このしゅんせつ作業を市としては、何年に1回しゅんせつ作業をしようという計画というか、ルールというか、そういうものがあるのかどうか。

あともう一つが、今後の予定があるのかどうか、まずその2つを教えてください。

大石泰之維持管理課長

しゅんせつについて何年に1回という基準は特に設けておりません。

堆積が見られる場合によって、やっていきたいということでしております。

正直申しあげまして、これまで余りしゅんせつ関係にさほど予算の割り振りができておりませんでした。

今後3カ年で、しゅんせつ、それから既存の準用河川、河川の市の管理部分の河川のしゅんせつのほか、護岸の補修工事などをやっていくような計画を持って、それに基づきまして来年度の予算も含めてお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

飛松妙子委員

もう一つお聞きしたいのが、轟木川の放水路が、県の予算でしゅんせつ作業をしていただいたんですが、4年前ぐらいにさせていただいて、今回、昨年11月にさせていただいたのが、実は途中で打ち切りになって、後でお話を聞くと、予算が足りなかったもので、途中で終わっ

ていますと。

そのしゅんせつの土砂が残っているのを見たときに、1メートルぐらい積もっているんですね。雨が降ると、それがまた流れていくわけですね。

県としては予算がないからそこで終わったんだと思うんですが、今後、鳥栖市として、しゅんせつをしていく上で、この予算でできると思ったんだけど、ちょっと足りなかったって言ったときに、途中でやっぱり終わってしまうのか、それとも、それをするために予算の確保ができるのか、その辺も教えていただければと思うんですが。

大石泰之維持管理課長

事業を発注する上でどうしても予算というのは上限っていいでしょうか、それによって事業規模が決まってまいりますので、対応できる箇所というのは、おおよその土量、しゅんせつの場合は、しゅんせつの土量を目途にそれに対応できるよう区間ということで設定をいたします。ただ、その結果、確かに幾らか残るということも、可能性としては十分あります。

私どもとしましては、緊急性といいたいでしょうか、要は堆積がある程度大きいところから随時、計画的にしゅんせつに取り組んでいきたいと考えておりますので、それにつきましては、必要な予算を確保するように今後も努力してまいりたいと考えております。

以上です。

飛松妙子委員

すいません、その考え方というのは、例えば、多いところから始めるので、そこをまず完了してから次に移るっていう考え方なのかどうかをもう一回教えてもらっていいですか。

大石泰之維持管理課長

もちろん堆積が多いところ、それから現に浸水被害等が発生している箇所などについては途中でそういうところも逆に――例えば優先順位、堆積土量としては2番手、3番手であっても、そちらを先にするというごもございます。

基本的には多いところから、多くてなおかつ現に浸水・冠水被害等が発生しているような場所から順次やっていきたいと考えております。

以上です。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

しゅんせつできる時期も多分限られていると思いますので、その範囲内でできるだけその時期にするってのが一番効果的であると思いますので、よろしくお願いします。

続けてよろしいですか。

先ほど西田川排水区雨水整備計画の御説明をいただきました。

旭地区の浸水は基里地区の床上浸水に比べれば少なかったかもしれませんが、特に儀徳町、幸津町のところが、いつもいつも冠水しているっていうところ、視察もしていただいたんですが、今回、雨水計をつけていただいているっていうところもあります。

少しその辺の説明をしていただければと思うんですが。

大石泰之維持管理課長

今回、雨水計を設置しますのは儀徳町の神社の東側でございます。もともと周辺の地形に比べまして低い場所ということで、水が集まる。

それで宅盤はかさ上げしてありましたけれども、駐車場が低いままということで、そこに冠水が発生するという状況でございました。

地元の方との協議をした上で、水位が上昇してきた場合、あふれそうなときに、回転灯など点灯させることによって、周辺に水位が近いということをお知らせするための雨水計を設置することとしております。

設置事業は今年度中に設置をいたしまして、来年度から運用といたしまししょうか、運用開始ということで考えております。

以上です。

飛松妙子委員

雨水計を設置していただくのは本当にありがとうございます。

あと、やっぱり雨水計をせっかく設置していただくので、説明不足で、逆にまたクレームが来るとかもしていますので、せっかくいいことをしていても、市民の皆様に伝わらなかつたら意味がありませんので、本当にありがたいことだと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つ続けても大丈夫ですか。

浄化センターの浸水想定っていうところで写真を載せていただいて、とてもわかりやすくてここまで浸水するんだっていうところが非常にわかりやすくて、ありがたかったと思います。

先ほど、地震対策のほうを想定して今取り組んでいるってことだったんですが、浸水想定も考えて一緒に取り組んでいくということでよかったですでしょうか。

日吉和裕上下水道局事業課長

今のは、耐震対策ということでよろしかったでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今、説明の中でもさせていただきましたように、地震のための耐震対策、それと30年経過していますので、機器等を含めて、やっぱり修繕等にかかなりの費用かかっていますので、更新の時期にはきちっと更新をしていくというようなことで今進めています。

ただ、一方で、進める中で、やはり近年の関東地方あたりの浸水の状況等を見ると、鳥栖市も被害はないというのは言い切れないところもありますので、そういう浸水を想定した上で、今進めている耐震対策等については、それを把握した上で今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

では、この5メートルで浸水想定するっていうのは、例えば堤防から水があふれた場合っていうことの想定になるのかどうかを教えてくださいませんか。

日吉和裕上下水道局事業課長

このハザードマップにも洪水・浸水想定指定区域というような形で凡例もありますように河川が洪水によって越水するとか、もしくは河川の堤防が決壊をした場合、河川の水が流れ込むような状況の場合に、最大で5メートルっていうのは想定されている地域ということになっております。

飛松妙子委員

そうしたら、広島県の事例を挙げて、水があふれて場内に浸水したと推測されるというふうに資料にはあるんですが、実際鳥栖市として、最大24時間の雨量がどのくらい降って最大時間雨量がどのくらい降るとこうなると考えられるのか、その辺のリスクというものを想定されているのかどうか教えてくださいませんか。

日吉和裕上下水道局事業課長

すいません、結論から言うと今のところ把握はできておりません。というのが、先ほど言いましたように、河川の越水とか、決壊とかっていう状況によって5メートル浸水するっていうことですので、内水ではございませんので、現時点では大変申しわけございませんけれども、どの程度の雨が降った場合でそんな状況になるかというのは、今把握はいたしておりません。

飛松妙子委員

わかりました。

堤防があふれ出る、または決壊する、いろんなことが想定されると思うんですが、この堤防は恐らく国管理なので、市がどうのこうのはできないと思うんですが。

今国も堤防の強化を、国会のほうでやっておりますので、そういうことでやっぱ堤防が決壊しないっていうところを市もぜひ進めていただきたいなというところを強く思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

西依義規委員

すいません、この間も、大雨のとき、県道17号がつかないですか。

もちろん県道なので、県が何らかの浸水対策を考えているとか、市と県で話し合っ、じゃあ、あそこどうやっていこうかっていうような協議はしたりしているんですか。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

今回17号線がつかった実績がございます。

あれから県と、東部土木事務所さんですけれども、そちらと、一応管轄が維持係のほうが管轄されていて、そちらのほうと話をする機会がございましたので、その辺を確認いたしております。

今のところ、道路を上げるっていうことも当然、考えられますけれども、それを上げることによって、周りへの影響、それから、そこだけでとどまらず、前後もやっぱり上げてこなくちゃいけないと。

いろんな意味で、そこだけ上げるのは難しいというのが一つの考え方であって、そうしたならば、そのかわりとして何ができるのかっていうのは、今からまた考えていきたいということで、正式なやり方といたしますか、というような答えはまだ導いていないような状況でございますけれども、今検討されているうちゅう状況は何っております。

以上でございます。

西依義規委員

県も問題意識は持っていたらいいということですね。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

問題意識を持ってあると思います。

西依義規委員

先ほど飛松議員からもあったかもしれませんが、今どこでもつかっているじゃないですか。

それで、ここをこうしたら何リッター、何平米、水がこうなるっていう科学的根拠でしゅんせつをしているのか、それともたまったからっていうか、そのこの通りがよくなることによって、今度下流にどんどん来て、余計に水がたまって、その辺の根拠は調査とか、何かあるんですか。この水をこう逃がせばどっちに行くとか。

例えば、鳥栖地区でもフレスポは全部駐車場じゃないですか。あの水が全部来たら確かになると、僕素人でもわかると思うんですけど、じゃあそれを、どっかでとめてもらうなり、排水路をしてもらうのか、ちゃんと問題対策、ウグメ田地区の問題はこうだと整理をされているかどうかについてお尋ねをします。

大石泰之維持管理課長

先ほどの17号などの対応についてというものの数値は持ち合わせておりません。調査などは行っておりません。

基里地区、鳥栖地区に関しましては、結局、分析が必要でございますので、その分析を新年度で対応できればと考えておるところでございます。

ただ、補足でございますが、いずれにしても最終的な放流先である県、それから国の河川の容量なり能力の問題がございますので、そういった中で、まずどういったことができるのかというので、例えばバイパスで水路をつなぐとか、そういったことが可能かどうかというようなことをあわせて調べていきたいと思っております。

松隈清之委員長

それこそ、こっちの水路はもういっぱいいっぱいだけど、こっちの水路はまだ余裕があるとかってというのが把握できるのか。要は、こっちに回そうかみたいなのところ把握できますか。

これが河川であっても、西田川にしても、沼川のほうにどっかに逃がしてやろうとか、沼川はまだ余裕があるとか、そういったのって、例えば結ぶ水路を1本つくって、西田川のキャパがいっぱいいっぱいでも、沼川はまだキャパがあるってなれば、そういうこともできるじゃないですか。そういうのって把握されているんですか。

雨水をどうコントロールするか、先ほど西依副委員長も言われたけど。

三澄洋文建設課参事兼スマートインターチェンジ推進室長兼維持管理課参事

おっしゃることはよくわかりますけれども、河川は一級河川自体が、例えば沼川であったり轟木川であったり、そこは基本的には流域計算で、そこにどれぐらいの雨が降ったところで、これぐらいの流量が降ったときに、どれぐらいのキャパが必要だというところで計算されて基本的にはつくられているところがございます。

これを例えば沼川の排水区を轟木川に抜くとか、逆のパターンもありますけれども、そうすると流域の話が変わってくるところがございます。

その辺は県のほうも流域を変えてまでの許可とか、そういったものはなかなか許可しがたいというところは認識を持ってありますので、当然、実態として余裕があるところもあると思いますけれども、基本的にはそういった考え方がルール上あるということでございます。

以上でございます。

松隈清之委員長

ルールあるけれども、いわゆる人命まではまだないけど、経済的損失を無視してまでそのルールに従うべきかどうか相談ぐらいはしてもいいとかもしれんけど。

ただ、水路は別ですよ。例えばさっき言ったようにこっちの水路自体はまだ余裕があるとか、こっちに回そうかみたいなの。

そういったのってある程度、調査というか把握をされて、コントロールしていこうというのはあるんですか。

大石泰之維持管理課長

局部的な冠水箇所につきましては、冠水する場合は1件とか2件とか、そういう局部的な場所については、雨のときの周辺の水路の状況なども確認しながら、バイパスがつくれそうかとか、そういったものを検討して対応はしております。

ただ、鳥栖地区や基里地区のような広範囲のものについては、今後、来年度で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

松隈清之委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、続きまして人口減少対策について御説明をお願いします。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

まず、空き家対策について説明したいと思います。

資料7をお願いしたいと思います。

まず、市内における空き家の状況でございますが、本市の空き家数、空き家率とも増加傾向にありましたが、平成25年の統計では微減となっております。

資料では、平成28年度から空き家の現地調査を行った実績を表にしております。

平成28年度では、戸建ての空き家数は597件となっておりましたが、その後、令和元年には、507件と減少している状況でございます。

下のグラフは、平成28年度に空き家の所有者に対して意向調査の結果を示しているところでございます。

このような状況を踏まえ、平成29年度に鳥栖市空家等対策計画を策定しています。

この計画の中では、空き家等の基本的な方針を4つ定めております。

鳥栖市空家等対策計画の概要版でございます。

第4章において、空き家等の基本的な取り組みについての説明をいたします。

1つ目の空家等の調査につきましては、市民や地縁団体等の情報をもとに現地調査を行っております。

これらの情報につきましては、統合型GISシステムに登録し、関係部局で共有を図っているところでございます。

2つ目の空家等の適切な管理促進につきましては、専門家団体であります弁護士会、司法

書士会、家屋調査士会、建築士会、宅建協会など、昨年協定を締結いたしまして相談に対応しているところでございます。

また、市民に対し出前講座や相談会を実施しておりまして、シルバー人材センターとも連携をしておりまして、維持管理の仕組みづくりを行っています。

3つ目の空家等の跡地の活用の促進につきましては、空き家バンク制度の活用や不良住宅の除却を促すための補助制度を創設しています。

4つ目の特定空家等に対する措置といたしましては、悪影響があるものから法による措置、助言、指導、勧告などを行っています。

5つ目の相談への対応でございますが、窓口を建設課に設置し、関係部局との連携を対応しております。

6つ目の空家等の対策の実施体制につきましては、庁内体制といたしましては市長以下、庁内職員で構成される鳥栖市空家等検討委員会、庁外の体制といたしましては、市長、地域住民、学識経験者、弁護士などの専門家で構成された、鳥栖市空家等対策協議会を設置し、実施しているところでございます。

空き家等に関する説明は以上でございます。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

8番でございます。

市街化区域内の残存農地についてでございます。

8番の資料につきましては、去る12月市議会でも、配付させていただいたものでございます。

平成31年4月現在で市街化区域内の残存農地は111.2ヘクタールということでございます。

その次のページに、この111.2ヘクタールの分布図をつけさせていただいております。

赤い線で囲んだ内側が市街化区域、その中で、緑っぽい色でつけておりますのが田畑が残っている分の分布図となっております。

以上でございます。

松隈清之委員長

御説明が終わりました。御質問、御意見等ございますでしょうか。

齊藤正治委員

空き家対策はまた後で結構ですけれども、残存農地につきまして、このA4の図面がございましたけれども、市内はこの中でなかなか見づらいですので、大まかに5カ所ぐらい、広いところからピックアップしてもらって、そういったところを現実的に、現地調査を含めてお願いをしたいと思っておりますけれども。

松隈清之委員長

具体的に、この緑で色づけをされた市街化区域内の残存農地について、現地を見たいということですか。

齊藤正治委員

そういうことですね。

松隈清之委員長

個人の田んぼ見に行くというのは、なかなか許可が出るかどうかわかりませんが、意図としてはどういったことですかね。

齊藤正治委員

残存農地の中に入っている、何でいつまでも農地なのかっていう話ですけども、道路が通っていると思うんですけども、家が建てられないと。

それと、先ほど寄附行為がどうのこうのっていう話ございましたけれども、それよりも道路そのものをこの農地の中に、やはり通していくと、4メートル以上のやつを通していくというようなところが必要ではなかろうかと思っております。

というのは、線引きの問題にしても、いわゆる人口減少にしても、なかなかここが解決しないことには、線引きも見直すことはもう難しいと。ましてや全体的に人口減少時代に入っておりまして、いかに鳥栖市によそから住んでもらうかっていうことから考えてみると、都市計画の見直しとか、それから地区計画とか、いろいろ計画がございますけれども、結局、なかなか実現するのに時間がかかると。

そういったことも含めて、手っ取り早いのも、建てられるのはもう今の残存農地が一番早いわけでございますので、そういったところを早急に調査しながら、やはりその対応策を考えていく必要があるというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

松隈清之委員長

意図といたしましては、市外化区域内ですから、なるべく宅地として活用いただきたいということなんでしょうけれども。

例えば、これが担当課は農林課になるかもしれないですけども、市街化区域内の残存農地で開発をしたいけど、道路も接道していないので、使えないというような希望があるところは見に行っていると思いますけど……どうぞ。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

すいません、先走ったんですが、今、委員長がおっしゃった市街化区域内の田んぼで接道要件を満たさずに開発できないという部分につきましては、もう御存じだと思いますが、接道の設置補助の要綱もつくらせていただいております。

委員長も、最初から気にされているとおり、あくまで今の時点では個人の財産で市街化区域内といえども営農をされている方もいらっしゃる場所もあるので、その辺の御判断は、お任せしたいなと思うんですけど。

地図上で、ある程度のスケール、確かに小さいスケールで見にくいので、例えば、委員会の中で、この辺は、というようなところをピックアップしていただいて、まず大きい地図のスケールで我々のほうで図面なりつくらせていただく、というところではだめでしょうか。

松隈清之委員長

個人の財産になりますので、例えば本人が、開発の意欲を持っているということであれば、見に行っていいますよ。

ただ、現実的に宅地並み課税されていて、宅地並み課税を払っている人であれば、なかなか、いや、俺は農業がしたいと言われると、そこに対する強制力はないので、やっぱり開発意欲があるところであれば、こういうところにこういう道路をつくったらとか、あるいは制度的に上限300万円でしたけど、補助とか今ありますよっていう話とかはできるかもしれないんですが、そこはちょっと……。

齊藤正治委員

個人の所有の住宅だから、開発の意欲があるかないかというのは、そういう個人的なやつは抜きにしないと、人口減少策というのはとれないんですよ。

現実的に、そういったことの既存の田があるわけですよ、農地が。そこに道路が通っているわけですよ。

だから、そこを拡張するのに要綱をつくっておりますとか、その要綱どおりせんばいかん、したってできていないから、それを何とかせんばいかん話であって。できないことをずっと言いよったら、もうこのまま人口減少に入ってしまうということではなかろうかと思えますけれども。

松隈清之委員長

とはいえ、なかなか所有者の権利は権利としてあるので、意欲があるところであれば見に行ってもいいですけどね。

そこは調査を、農林課に協力をいただいてもいいですけど、そういうところがあるかどうか調査をしたいと思います。（「あるさ」と呼ぶ者あり）

というのがあれば、そういうところに対しては、こういうところに、ここ家が建てばもっというよねっていうことであれば、そういったことは、一応、お約束はできませんけど、調査をしたいと思います。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

まずは大きいスケールの地図上でのちゅうやつはだめですか。

いや、たぶん農林課も農業委員会も基本的に農地を守るとか、営農を守るという主義なので、開発していいですかちゅうのは、やぶ蛇かなど。

松隈清之委員長

一応市街化区域ですからね。

そこは、基本的には市街化を誘導するために市街化区域を設定しているので、農振地区に対してそんな話はできんですけど、そこは本人が開発意欲を持っているようなところであれば、見に行っただけでいいかな。

大きなスケールでっていうのは、どのくらいですか。どのくらいの感じで。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

今、準備できるのは、まず2,500分の1スケールですかね。

ある程度の道路とか、地形とかは判別できる大きさじゃあります。(発言する者あり)

松隈清之委員長

そこはもちろんそういう、そのぐらいの地図で我々が見て、この辺どうだろうかっていうのを絞り込んでほしいという意味ですか。

それこそ、そんな都合よくって話ですけど——ここは正副のほうに任せていただいて、できるかどうか、調整をしたいと思います。できればということ。

それでは、そのほかに何かありますか。

[発言する者なし]

すいません、今まで市街化区域内にまだ農地があるじゃないかと、例えば拡大をしたっていうときに言われますよね。

ちなみに大体どれぐらいになったら外に広げてもよかろうみたいな議論になるんですか。

藤川博一建設部次長兼都市計画課長

線引きっていうか、いわゆる市街化区域の拡大については、市街化区域の残存農地云々ではなくて、人口の伸びであるとか製造品の出荷額の伸びぐあい、こうしたところで、あとどれくらい市街化区域に編入する必要があるのかなちゅうのが、県が行っています都市計画基礎調査をもとに、いわゆるフレームっていうんですけども、それが出されます。

ですから、残存農地がゼロだから、すぐ市街化区域をふやしてみたいなことにはならない制度になっています。

松隈清之委員長

いやいや、もちろんそうなんだけれども、人口がふえているじゃないですか。今でもずっとふえているじゃないですか。

そこはそういう残存農地が減ってきているんですよね。やっぱり住宅需要があつて、人口もふえているということなので、そこは、フレームは誰が決めるんだっちゅう話ですよ、そうなるよ。

古澤貴裕都市計画課庶務係長

先ほど課長が申しましたフレームの話ですけど、都市計画区域マスタープランという、鳥栖市と基山町の全域で県が都市計画区域に指定をしておりますけど、そのマスタープラン上で先ほど言った人口の伸びであるとか、産業の伸びを含めて、それを面積換算して区域マスタープラン決定と同時に、市街化区域を広げられる最大の面積ということで、県のほうが設定をいたします。

実際、ふやす、ふやさないというところは当然、市街化区域の残存農地の状況も県のほうは気にしますし、あと一番重要なのは、例えば調整区域を市街化区域に入れるとなったときに、むやみやたら農地のまま入れるっていうことは絶対ありませんので、何らかの開発の担保ですね。例えば今までやってきたものであれば区画整理事業、これから今マスタープランで位置づけておりますのが民間の地区計画、そういったものの計画を見据えて、あとフレームがどういう設定がなされているのか、そういったところの兼ね合いをしながら開発の担保をもとに線引きを見直していくという、そういうスキームになっております。

以上です。

松隈清之委員長

わかりました。

あとは、先ほど古賀委員からもありましたように、空き家は減っているじゃないですか。

空き家が減っている理由っていうのは、除却なんですか。それとも既存の空き家に人が入って、そういう分析ってされていますか。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

今、やはり開発とか結構ございまして、除却とかされている場合が多くございます。

松隈清之委員長

すごく減っているんですよ。

僕は前聞いたときに600件、平成28年ぐらいだったんですけど。もう90件減っているんですよ。

こんなの全国にあるんだろうかっていうぐらい立派なんですけど。

90戸のうち何戸が除却で、建てかえられた、あるいは単に危ないから崩しただけで、空き地が残っているとか、そこら辺の調査とか分析とかできているんですか。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

空き家については、基本的に現地調査を毎年度行っているところがありますので、そのデータをもとに、今言われたようなどいうふうな推移があっているのかっていうのは確認ができますので、時間は、ちょっとかかりますので、対応としては、可能ではあります。

松隈清之委員長

数が500件ぐらいなので、言ったらみんなそれぞれに、たぶん調査表みたいなのがあろうと思うんですね。

そこで例えば、本当は壊さないかんのやろうけれども、壊してもここはもう建てかえができませんと、既存宅地になっているけれども、接道していないからとか、もう道が狭いから、建てかえられないんで、もう壊しもしきらんとか、売りもできんし、借り手もおらん。

というような状況だからってなると、さっき言われたように道路が狭いから、じゃあここに道路1本入れるべきなんじゃないかとかっていう話もできるんで、そこら辺の、何で空き家になってしまうのか。

だからそこをもうちょっとこう、詳細に詰めたと思いますんで。

内川隆則委員

500件っていう空き家の定義は何。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

うちのほうで空き家として把握しているのは、まず上水道の使用状況ですね。建物は建っているけれども、水道の利用をやめられていると。

そういうデータをもとに、現地のほうを確認して、ふだんから人が住まれていないというふうなところ、空き家だろうということで、確認をしている状態です。

以上です。

内川隆則委員

ということは、上水料金を定料金払っている人たちは空き家じゃないわけだよね。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

考え方としては水道があれば例えば管理のために、月に1回来られて、適切に管理をされているっていうことにはなってくると思いますので、そういう物件については空き家だろうという対象にはしておりません、今のところは。

松隈清之委員長

ちなみにそういったケースも割りとあるなあという感触はあるんですか。

犬丸章宏建設課長補佐兼庶務住宅係長

国のほうで、住まい等の統計調査をされていたりするところもありますので、その件数でいくと鳥栖市が今空き家だろうと、500件程度確認をしておりますけれども、統計調査でいく

ともう少し数が、多く出ているところもありますんで、今言われたとおり、その捉え方の違いで、空き家の考え方というのは出てくると思います。

松隈清之委員長

それでは、そこら辺また調査をぜひしていただいて、何らか対策が具体的に、単純に減っているからいいですよっていうだけではなくて、できればいいですね。

何かほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、この後のこともありますので、委員間の協議ということで、今後の進め方としては、今ずらっと説明いただいたんですね。

これ以降の進め方についてはどうでしょうか。(発言する者あり)

お任せいただけますか。

幾つか、中で整理、いろいろ御要望もいただいていますので、委員の御要望の中で、資料も含めて、答えられる部分から先に順次進めていくっていうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

わかりました。

以上で、終わります。



松隈清之委員長

それでは、以上をもちまして本日の建設経済常任委員会を終了いたします。

午前11時41分散会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 松 隈 清 之

